

一般質問（文書質問）

議員名 宇井 正一

<質問項目>

- 1 種苗法改正における香取市農業に対する影響について
- 2 香取市における自主防災組織の現状と今後の方向性について
- 3 自然災害における避難所と新型コロナウイルス対応について

<質問内容>

- 1 種苗法改正における香取市農業に対する影響について

(1) 「種苗法改正」に係る香取市の見解について

種苗法改正案が国会で大きな問題になっています。種苗法の改正理由を、農水省は、「日本で品種登録されたブドウ『シャインマスカット』の苗木が、中国・韓国に流出したのが議論のきっかけ。持ち出しの前段階として農家の自家増殖を禁じれば、国内で種の流れを管理できる。」としています。

また、農家の自家採取を規制することになる法案に対する農業者の懸念に対しては、「圧倒的に多い在来種や、登録切れのいわゆる『一般品種』は、法案に含まれないので一律禁止にはならない。登録品種も許諾料などを払えばこれまで通り自家増殖できる。」と説明されて、影響は限定的であるとされています。

今回の改正の問題点の第1は、自家増殖に対する農民の権利をなくすことあります。国際条約でも、農民の「自家増殖」の権利を認め、現行種苗法でも、21条で、農民の自家増殖の権利を認めています。

第2の問題点は、自家増殖の原則禁止は、植物の進化の禁止を止めることにな

ります。植物は、自家増殖を繰り返すことによって、その地域の気候・風土に合ったものに進化しています。自家増殖の禁止によって、その植物は、登録をした時点で、進化は止まることになります。

第3の問題点は、自家増殖の禁止は登録品種だけだから、一般品種には問題がないという理由です。これこそが、農民にとって重大な問題点があります。

農水省資料によれば、野菜の登録品種数は9%ですが、登録品種数の少ない野菜の作付実態の中で、サツマイモなど栄養生殖で増える野菜の登録品種への依存が強まっています。登録品種の自家増殖の禁止は、農業経営に対しても大きな影響を及ぼすのではないのでしょうか。

香取の農業、とりわけ、畑作農業に対しても大きな影響を及ぼすと思われる「種苗法改正」について、香取市としての見解を伺います。

## (2) 自家増殖が禁止される登録品種について

香取市における畑作農業の中では、サツマイモ、ラッカセイ、サトイモなどにおいて自家増殖による種取りが行われています。

これらの中において、今回の種苗法改正により、自家増殖が禁止される登録品種にはどのような品種がありますか。

## 2 香取市における自主防災組織の現状と今後の方向性について

香取市自主防災組織の現状と今後の在り方について伺います。

自主防災組織は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」ということを目標に、自治会ごとに市内における防災組織として作られてきています。

この組織は、近年の大規模災害に際しては、地域住民に密着した組織として、その役割を大いに発揮しています。

今後の自然災害に対応していく点からも、行政を支える大事な組織に位置付け

られてきます。そこで3点について伺います。

現状の組織化について、市内における自主防災組織数はどのくらいになっているのか伺います。

市内における自主防災組織の目標をどこに定めているのか伺います。

また、令和2年度において、防災用資機材20万円相当分の助成金がなくなる、と説明されてきましたが、今後の見通しについて伺います。

### 3 自然災害における避難所と新型コロナウイルス対応について

自然災害における避難所と新型コロナウイルス対応について伺います。

現在、世界と日本を席卷している新型コロナウイルスについては、今後どのような展開をしていくのか予想がつきません。仮に今回抑えたにしても、また2回、3回の山が来るのではないかというような予想をしている報道もあります。

一刻も早い、ワクチン、治療薬の開発が望まれます。

心配になるのが、自然災害との同時発生であります。今年の台風・豪雨の被害は記憶に新しいところです。香取市においても、台風15号などに対する避難所の開設、利根川越水対策としての避難指示などにより、多くの市民が自然災害との戦いを経験しました。この、自然災害は、気候変動の表れとしてみるならば毎年予想した対策が必要になります。当然のことですが、指定した避難所を準備していかなければなりません。

この時点で、新型コロナウイルス問題が、現在のまま継続するか、あるいは収束しても次の波が来ることも予想されます。「誰が感染しているかわからない状況」の時、自然災害避難所への避難民の受け入れは、どのように対応するのか伺います。

<答弁内容>

## 1 種苗法改正における香取市農業に対する影響について

### (1) 「種苗法改正」に係る香取市の見解について

此度の「種苗法（平成10年法律第83号）」の一部改正に係る認識は、まず、令和3年4月1日施行に向けて、令和2年3月3日の閣議決定をふまえ、現在開会中の国会において、その審議を行う運びとなっておりましたが、報道等によれば、今国会での法案成立を見送るやに伺っております。

改正理由につきましては、日本で開発された優良品種が海外に流出し、第3国に輸出・産地化されている事例があること、また、国内での品種開発が滞ることを懸念し、より実効的に新品種を保護するためとのことであります。

また、農林水産省の資料によると、議員ご承知のとおり、日本の農産物には「一般品種」と「登録品種」があり、ほとんどが一般品種で、米で84%、みかんで98%、りんごで96%、ぶどうで91%、ばれいしょで90%等となっており、これら一般品種については、法改正後も、許諾が必要無いとされております。

したがって、今回の法改正による影響範囲は限られたものになると思料しております。

【生活経済部】

### (2) 自家増殖が禁止される登録品種について

農林水産省の資料によりますと、登録品種に限り、農業者の自家増殖について許諾料等が生じる場合があるとされており、その品種登録をした機関によっては、その金額等に差があると想定されます。

香取市で栽培されている品種の中では、あくまでも現段階における想定とはなりますが、サツマイモの「紅はるか」、ラッカセイの「おおまさり」・「Qナッツ」などは、都道府県試験場や農研機構等の公的機関が開発した品種ですので、許諾料の額が高額になることは無いとされており、反面、サツマイモの

「シルクスイート」は、民間企業による開発ですので、具体的な状況を確認できません。

したがって、今後、法改正がなされる状況となれば、適宜、品種ごとの詳細等が明らかになってくると考えられます。

いずれにしろ、登録品種の権利が守られ、その管理運用が適切になされていれば、個々の農家に対し、より大きな利益が還元されていたとの国の見解及び当該改正趣旨を認識しつつ、その動向を注視してまいりたいと考えております。

【生活経済部】

## 2 香取市における自主防災組織の現状と今後の方向性について

はじめに、香取市内の自主防災組織数ですが、これまで市内 310 の自治会を対象として設立啓発を行って参りました。

令和 2 年 4 月現在の組織数といたしましては、128 の組織が設立されております。

つぎに、市内自主防災組織の目標についてですが、宇井議員のご質問にありますとおり、自主防災組織は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」という自主性に基づいて地域住民が連携して防災活動を行う組織です。

大規模災害が発生した直後は、防災機関による対応が困難となることから、災害時における避難者の誘導や避難所の運営協力、平常時の避難訓練など地域防災力の向上を目的としております。

現在、香取市での自主防災組織の組織率（全世帯に占める自主防災組織加入の割合）は 44.0%ですが、更なる加入を促進し、最終的には 100%を目指しております。そのため香取市総合計画において、この組織率を 2022 年に 60%とする目標値を掲げ、地域に自助、共助の重要性を説明するなど、目標達成に向けて取組んで

いるところですが。

続きまして、防災資機材に対する県の助成についてですが、千葉県地域防災力向上総合支援補助金は、平成 27 年度から令和元年度までの適用であったことから、地域でもその旨説明をしてきたところですが、千葉県は、昨年の台風災害など、近年の自然災害の発生状況を踏まえ当該補助金制度を 3 年間延長し、助成期間を令和 4 年度までとしたところですが。

【総務企画部】

### 3 自然災害における避難所と新型コロナウイルス対応について

新型コロナウイルス感染症対策での避難所の受入れについてですが、国からの通知により、可能な限り多くの避難所を開設することや、親戚や友人の家等への避難の検討、避難所の衛生管理、十分な換気の実施、スペースの確保などの留意事項が示されたところであります。

これを踏まえ、なるべく多くの避難所を開設できるよう準備を進めるとともに、感染拡大を防止する新しい生活様式を参考に避難所等を担当する部署において、運営方法について協議を進めております。

具体的な運営の検討状況としまして、避難所に避難されてきた方は、入口で体温測定のほか、問取りによる問診をおこない健康状態を確認した後に避難所への収容を行います。

この際、体温測定や問診で発熱や体調不良等の症状のある方は、専用スペースへの収容を考えております。

このほか、避難所のレイアウト検討や間仕切りの設置、後で連絡が取れるような体制を整えるほか、手洗いなどの周知徹底を図って参りたいと考えております。

また、市民の方々へは、避難所での個人の衛生用品について、通常の避難携行

品以外に、マスク、手袋、体温計、ペーパータオルや消毒用シート、ゴミ袋等の持参をお願いするとともに、感染リスクを含め、自宅や知人宅等への避難や避難所の留意事項について、「香取市ホームページ」や「広報かとり」に加え自治会あて「回覧文書」等で周知を行っております。

【総務企画部】

## 一般質問（文書質問）

議員名 宇井 正一

### 1 種苗法改正における香取市農業に対する影響について

種苗法改正の問題点については、大きくは「国の食糧問題として、種子の在り方の方向性」として、狭くは、「農家経営に対する直接的影響について」の二つが存在しています。今国会においては、審議入りがされず、継続審査となりましたが、国民にとっても大きな問題であり、廃案にすべきであります。

国は、法改正の目的を「日本の優良な種子を流出させないように」と言っていますが、すでに作られた農業競争力支援法では、国や都道府県が持つ種苗の知見を多国籍企業を含み民間企業に渡すことを認めています。「流出防止」は単なる名目に過ぎません。また、「登録品種の自家増殖は認めないが、一般品種の自家増殖は認めているので問題ない」と言っていますが、種苗法改正を持ち出した時には、一般品種の自家増殖も禁止する内容でした。批判の大きさに慌てて、当面は目先を変えたに過ぎません。これが改正されたら、いずれすべての自家増殖を認めない方向性が出てきます。ひいては、外国の穀物メジャーなどが種子産業を独占していくことにつながっていく懸念があります。コロナ危機の中で、食糧の自国生産、食糧安保の必要性が大きく主張されるようになっていきます。種苗法の改正はこの流れに逆行するものであります。

香取農業に対する影響については、とりわけ産地の品目であるサツマイモ・ラッカセイは、自家増殖している登録品種が多く、与える影響は大きいものがあるのではないかと思います。現在まで、自分の畑で取れたサツマイモ、落花生から種取りをしていたのが、「許諾料」を支払はなければ、種取りできない事態が生



まれることとなります。農業経営の足かせになることは間違いありません。農業経営の持続化が困難な時代に、このような流れに逆行するような法律改定には断固反対します。香取市、市議会としても反対の立場を明確にして陳情などに取り組むべきであります。

## 2 香取市における自主防災組織の現状と今後の方向性について

香取市における自主防災組織率は44%とのことであり、半分以上はカバーされていません。自然災害については、気候変動により、今後一層被害の甚大化が想定されます。自主防災組織に対する千葉県の補助金制度は、令和4年度まで延長されることですので、この期間に周知徹底を図りつつ、組織率の向上に努めて、災害対応を迅速にできる体制の構築を図るべきであります。

## 3 自然災害における避難所と新型コロナウイルス対応について

毎年来る台風などの自然災害、30年以内に発生されるとする大地震災害については、避けて通ることができません。この秋にも第2派の新型コロナウイルス感染が起き複合災害という事態になれば、その対策は予想をすることができません。しかしながら、想定をして対策と対応を検討しておくことが行政として必要であります。国、県の参考資料を参照しながら、香取市独自の「災害時における新型コロナウイルス感染症対策」を早急に作り上げることを要望します。